

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

本事業にかかる契約の締結は、平成29年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約件名 「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」改定支援業務委託

(2) 目的

平成24年3月に策定された「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(以下「計画」という。)」は、「世田谷区環境基本計画」に関連する個別計画であり、区民・事業者・区が連携・協働しながら、それぞれが実行すべき対策に取り組むことによって、世田谷区内から排出される温室効果ガスの削減に努めていくための計画である。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、以下「温対法」という。)第二十一条の三における「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」を含む「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に相当するものである。

本業務においては、国の動きを受け、世田谷区が平成30年度から改定後の計画をスタートさせるために、平成29年度中に現行の計画(計画期間:平成24(2012)年度~平成32(2020)年度)の改定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

以下の ~ の業務を行うこと。

世田谷区における地球温暖化対策の現状と課題の整理

国際社会、国、都、区市町村等の現況及び具体の施策、温対法における「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に関する資料等の収集及び分析

計画改定に向けた基本的な考え方の整理、立案

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(素案)」の作成

計画(素案)に対する区民意見募集の実施に伴う資料作成及び集計・分析の実施(300件程度想定)

区民意見募集及び庁内検討の結果等を反映した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(案)」の作成

計画の立案及び作成過程において開催される各会議体の運営補助(補足資料、参考資料の作成)

完成した計画の印刷製本(冊子版300部、概要版700部)

報告書の作成(成果資料及び打合せ記録等)

(4) 履行期間 契約の日から平成30年3月31日まで

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 世田谷区から指名停止(入札禁止を含む)を受けている期間中でないこと。
- (5) 過去5年間(平成24年度から平成28年度)に国または地方公共団体において、同種又は類似業務に携わった実績を有すること。
 - ・同種業務：国または地方公共団体から受託した地球温暖化対策に関連する計画の策定支援業務
 - ・類似業務：国または地方公共団体から受託した環境施策に関連する計画の策定支援業務

3 提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

- (1) 提出された提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

< 評価基準 >

審査項目	審査の視点
企業実績	同種又は類似事業業務実績が十分か
業務実施体制	動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	技術者資格(技術士、RCCM等)を有しているか 同種又は類似事業の実績が十分か 世田谷区における業務実績があるか
過去の成果品	冊子の構成、文書・図表作成等の表現力があるか
業務実施方針	業務目的、内容の理解度が高いか 行程計画と業務量の整合が取れているか
特定テーマに対する提案	テーマの目的及び視点を適切に把握しているか 着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか 提案内容に説得力、実現性があるか 課題解決のための創意工夫がなされているか
資料作成能力	提案内容がわかりやすく、効果的に構成されているか
専門技術力	提案書の内容をよく補完しているか 過去の業務実績において専門技術を発揮したと認められるか
ヒアリング	説明内容の明確性、的確性、実現可能性
取り組み姿勢	業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか
コミュニケーション	説明がわかりやすいか

能力	質問に対する応答が明快かつ迅速か
見積もりの妥当性	見積金額と提案内容が妥当であるか

(2) ヒアリングについて

なお、ヒアリングは以下のとおり、開催する予定である。

審査内容：提案内容について、管理技術者又は担当技術者に対するヒアリング（提案説明及び質疑応答）を20分程度行う。

説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクター及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知し、必要な機器を持参すること。（スクリーンは区で用意）。説明は、管理技術者又は担当技術者が行うこと。

ヒアリング実施予定日：平成29年3月2日（木）

時間、場所等詳細については、別途通知する。

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境総合対策室環境計画課（第1庁舎5階）

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2279

FAX 03(5432)3062

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成29年1月20日（金）～平成29年2月3日（金）

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 環境総合対策室環境計画課窓口及び世田谷区ホームページ掲載

交付方法 環境総合対策室環境計画課窓口の配布及び世田谷区ホームページからのダウンロード（いずれも無償配布）

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年2月3日（金）午後5時まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 環境総合対策室環境計画課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年2月24日（金）午後5時まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（厳守）

提出場所 環境総合対策室環境計画課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・ 契約保証金：免除
- ・ 契約書作成の要否：要
- ・ 審査の結果、第 1 順位の提案者を委託先の第 1 候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・ 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・ 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・ 参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・ 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- ・ 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ

(5) 提案者の失格について

- ・ 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) その他詳細は説明書による。